

差押債権者の方へ

◎ 同封の差押命令のとおり発令されました。命令発令後の手続等は以下のとおりです。

1 差押命令正本送達

(1) 裁判所から差押命令正本発送

まず債権者及び第三債務者へ発送し、その後、債務者に発送します。

(2) 送達通知

第三債務者及び債務者への送達が完了すると、裁判所から債権者へ普通郵便で「送達通知書」を発送します。受領したら差押命令正本と一緒に保管してください。

● 送達ができなかった場合（不在等による郵便物の返還）

電話等で連絡します。新たな送達方法を検討し、書面（「送達上申書」）及び追加の予納郵券を提出してください。

注意送達ができないまま長期間、事件が放置されると差押命令が取消しになることがあります。

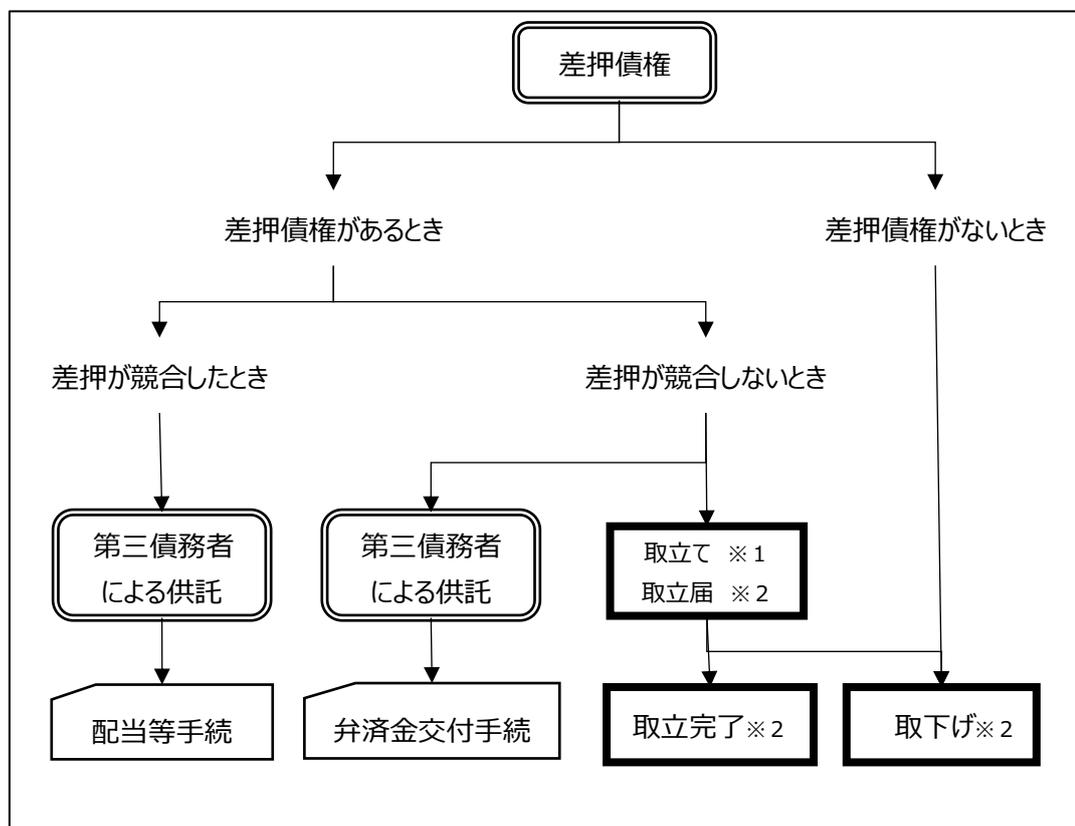
2 陳述書

陳述催告の申立てをしている場合は、第三債務者から債権者に陳述書が送付されます。陳述書の内容によって、次の手続になります。

(1) 「債権あり。供託する。」⇒配当等手続（裁判所からの連絡をお待ちください。）

(2) 「債権あり。弁済に応じる。」⇒第三債務者から直接取立て（3以降の手続き）

(3) 「債権なし」⇒取下げ（6の手続き）



債権者が行う手続

※1 第三債務者と直接連絡：「取立て」

※2 裁判所へ書面提出：「取立届」「取立完了届」「取下書」

